

健康保険証はマイナ保険証へ移行します！

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証（組合員証）の発行が終了し、マイナ保険証を基本とした制度に移行します。なお、現行の組合員証や被扶養者証は最長で令和7年12月1日まで（有効期限の記載がある場合はその日まで）使用可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

登録にあたっては、以下の手順が必要となります。

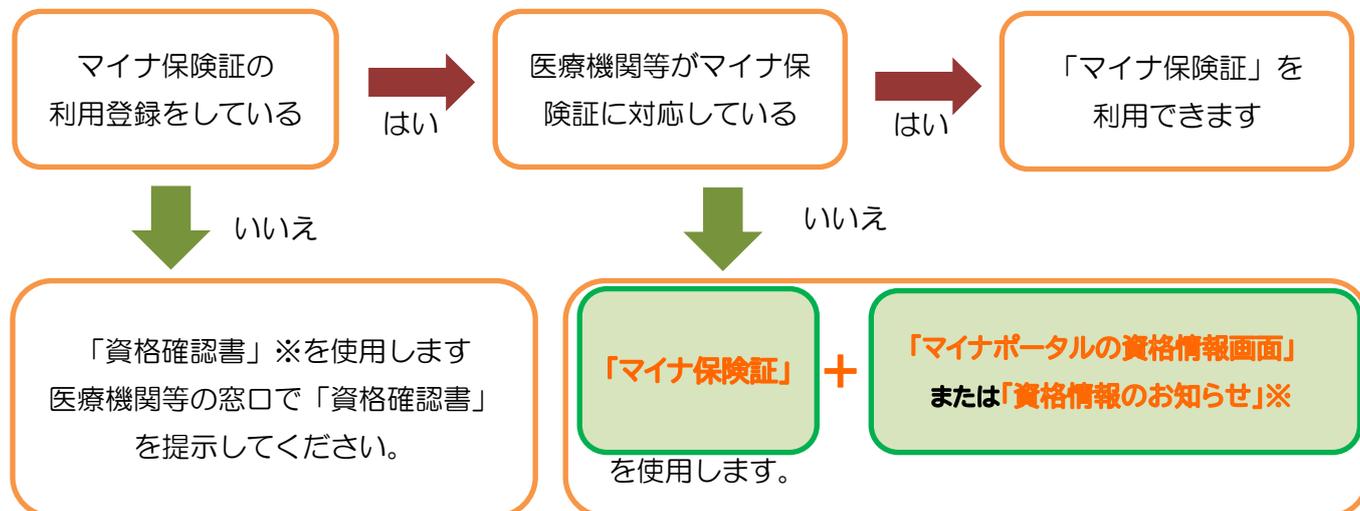
- ①マイナンバーカードの申請をする（オンライン・郵送・まちなかの証明写真機）
- ②お住まいの市区町村から交付通知書（はがき）が届いたら、マイナンバーカードを受け取りに行く
- ③マイナンバーカードを健康保険証として登録する（マイナポータル、医療機関・薬局の受付、セブン銀行ATM）

マイナ保険証を利用するメリット

- ・窓口で限度額以上の支払いが不要になる
- ・過去の診療情報を医師と共有でき、重複検査や重複投薬などのリスクが減少
- ・事故や災害時でもお薬情報が連携される



医療機関等で保険診療を受ける際の手続き



※ 令和6年12月2日以降送付する予定です。詳細については改めてお知らせします。

資格情報のお知らせについて

公立学校共済組合本部より、「資格情報のお知らせ」が送付されています。

- 「資格情報のお知らせ」の内容をよく確認して、大切に保管してください。
- 今回は令和6年6月20日までにマイナンバー等の登録処理が完了した組合員・被扶養者の方を対象に送付しています。送付されなかった方には、令和6年12月以降に、資格情報のお知らせ等を送付する予定です。